

令和1年9月14日

奥多摩湖の西エリアは未踏の山域：鹿倉山

誇りある仕事をしてきた今までに、全身ほこりまみれになっている皆さんが深山橋に集合



走行距離10.4km、走行時間5時間30分 鹿倉山まで高低700mを上り、林道車道を下ります



神秘的で謎の湖奥多摩湖、ワニが生息とのこと『こわいワニイ!』



登山道入口には古タイヤが、タイヤモンドの輝き 下は奥多摩湖、人生と違って踏み外せない



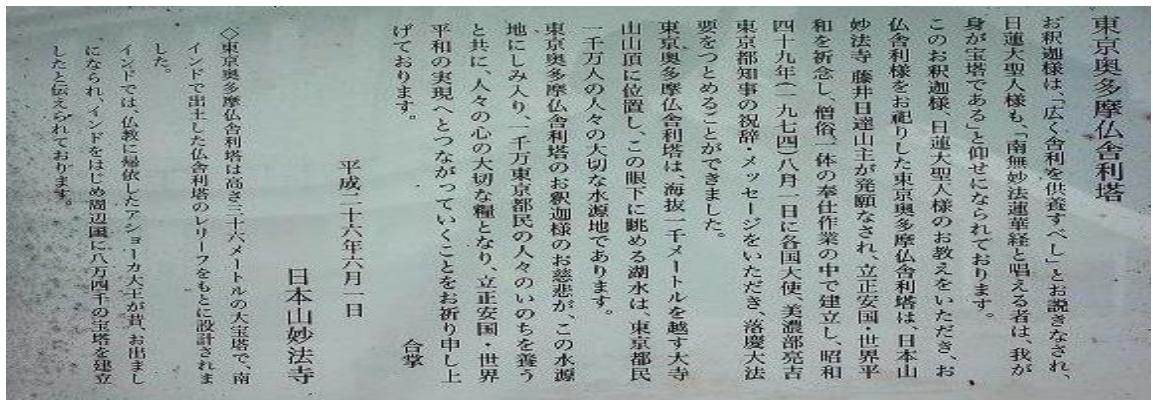
木々の間から『何やら怪しげな建物』『何をおっしゃりますか仏舎利塔！』



標高947mに『ミャンマーかビルマにきたような』ビルマの豊饒ならぬ屋間のたわごと



お釈迦様は『広くしやりを供養すべし』とお説きなされた、我々もしやれを説き広めている



鹿倉山手前のピークでランチ、椅子に座っているが仰向けひっくりこけたことは誰もしない



鹿倉山頂上1,288m、久しぶりの1000m超え、空気も薄いが人はそれ以上に薄い



何でもない下りに台風15号の爪痕ならぬ予期せぬ困難が立ちはだかる



ふもと近くの沢沿いの道がない、先には橋が見えるがそこまで行く術がない



しばらく沢に沿って行くが傾斜が急になって滑り落ちる危険がいっぱい



耳を澄ませば遠くふもとあたりで犬の鳴き声が止むことなく聞こえてくる…あの歌を聞きながら



♪懐みつづけた日々がまるで嘘のように忘れられる時が来るまで心としたまま暮らしてゆこう
遠くで**犬**の鳴き声をききながら、何もいいことがなかったこの街で

丹波山村は犬取締条例が発布されている日本でも有数の犬保護村でした

○丹波山村犬取締条例

昭和48年8月23日
条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、犬が人畜その他に加える危害を防止するため必要な取締りを行い、もって住民生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合には、その者)をいう。
- (2) 飼い犬 現に飼養管理されている犬をいう。
- (3) 野犬 飼い犬以外の犬をいう。
- (4) けい留 人畜その他に危害を加えないように、飼い犬を丈夫な網、鎖等で固定的な施設又は物件につなぐことをいう。

(住民の協力義務)

第3条 村民は、犬の危害を防止するため、村長が行う捕獲薬殺等に積極的に協力するものとする。

(野犬等の捕獲又は抑留)

第4条 村長は、野犬又はけい留されていない飼い犬(以下「野犬等」という。)が人畜その他

敷地内で放し飼いされている丹波山の犬



月1回放し飼いされている仲間の打ち上げだワン！

